しては、介護等に係る技能検定であって厚生労働省令で定めるものに合格して資格を取得するルート(以下「技能検定ルート」という。)があるが、1988年(昭和63年)の制度施行から現在に至るまで、当該技能検定として厚生労働省令として定められたものはなく、実績がないことから、この際、技能検定ルートは廃止するべきである。

○ また、養成施設ルートにおいては、「厚生労働大臣の指定した養成施設」のほかに、「文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校」又は「厚生労働大臣の指定した職業能力開発校等」において必要な知識及び技能を修得した場合にも資格を取得することができることとされているが、「厚生労働大臣の指定した職業能力開発校等」については、1988年(昭和63年)の制度施行から現在に至るまでほとんど実績がなく、また、職業能力開発校等は養成施設として厚生労働大臣の指定を受けることも可能であることから、この際、廃止するべきである。

### (4) 介護現場における医療提供の在り方

- 介護福祉士制度の在り方に関する議論に関連して、介護現場における医療 提供の在り方について、介護従事者がたんの吸引、経管栄養の実施等を行う ことができない現状を含めて検討を行っていくべきではないか、という問題 提起があった。
- この問題については、2005年(平成17年)6月の参議院厚生労働委員会における介護保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議において、「介護現場における医療行為の在り方について、介護職員、介護を受ける当事者、家族及び医師、看護師等の医療関係者等の意見が反映されるような検討の場を設けること」とされているところである。
- また、介護職員による医行為については、例えば、在宅においてたんの吸引が必要な者に対する介護職員など、医師・看護職員でない者であって家族ではない者によるたんの吸引については、2003年(平成15年)及び2005年(平成17年)に、一定の場合には当面のやむを得ない措置として許容される旨の取扱いが示されている。この取扱いについては、その実施状況や療養環境の整備状況等について把握した上で、見直しについて検討することとされている。

○ 本部会としては、関係部局は、この問題について速やかに検討に着手すべきであると考える。

## 7 実施時期

- 介護福祉士資格の取得方法の一元化に併せた教育内容の充実については、 養成施設、福祉系高校等における対応に要する時間も考慮しつつも、介護福 祉士の資質の確保及び向上の観点から、できる限り早期に実施することが望 ましい。
- また、これまで述べてきたように資格取得体系を見直すこととすれば、
  - ・ 養成施設ルートについては、教育内容の充実後の養成課程を修了した上で、新たに国家試験を受験することとなるほか、
  - ・ 実務経験ルートについては、新たに600時間程度の養成課程を経ない と国家試験を受験することができなくなり、
  - 福祉系高校ルートについては、教育内容の充実後の養成課程を修了するか、新たに9月以上の実務経験を経ないと国家試験を受験することができなくなることとなることから、

資格取得体系の見直しについては、既に養成施設に入学している者等の期待 権や教育機会の準備等にも配慮しつつ、実施していくべきである。

# IV 介護の担い手の人材確保

- 介護の担い手の人材確保については、介護福祉士の資格を取得している者のうち、実際には就業していない者も多い現状を踏まえ、総合的な福祉人材確保対策を講じていくべきであり、引き続き本部会において審議を行い、社会福祉法に基づく「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の見直し等について、検討を行っていくこととするが、これまでに行われた議論を整理すると、以下のとおりとなる。
- 介護福祉士資格取得者には、資格取得後のOJTのほか、生涯にわたって 自己研鑚し、介護の専門的な能力の向上に努めることが求められていること から、生涯を通じた能力開発とキャリアアップへの支援を行っていくことが 重要である。

このため、職能団体等による資格取得後の研修の実施に向けた取組等による体制の整備のほか、介護福祉士を雇用する事業者の側においても、介護福祉士の研修機会を確保するような積極的な取組が求められる。

- また、介護職員の就労状況については、
  - 全産業の平均的な離職率に比べ、離職率が高い
  - 賃金の水準が業務内容に見合った水準になっていないのではないか
  - 規模の小さい事業所においては、福利厚生の充実が困難である
  - ・ 仕事のやりがいや処遇等を理由に転職する者がいる一方、他分野からの 転職も多い

といった特徴が指摘されている。

このため、介護労働者の雇用管理の改善、能力開発等の取組の推進、福利厚生センターの活用等による福利厚生の充実、都道府県人材センター等による無料職業紹介事業や潜在マンパワーの掘り起こし、介護業務の社会的評価の充実、優れた人材の確保・育成に重点を置いた経営モデルへの転換等に取り組んでいくべきである。

さらに、介護保険制度等の中でも介護福祉士を積極的に位置付けていくべきであり、介護報酬等において評価を行うことも含め、サービスの質に応じた評価の仕組みを構築していく観点から検討を行っていくべきである。

# 第2 社会福祉士制度の在り方について

## I 社会福祉士制度の現状と課題

## 1 社会福祉士制度の現状と課題

- 社会福祉士は、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって 福祉に関する相談援助を行うことを業とする名称独占の国家資格であり、 1988年(昭和63年)の制度施行から現在に至るまで、約8.3万人が 資格を取得している。
- 社会福祉士の主な就労先は、社会福祉施設等、社会福祉協議会等、医療機関、行政機関、独立型社会福祉事務所等となっている。 このうち、社会福祉施設等や福祉事務所における社会福祉士の任用・活用の状況についてみると、
  - 介護保険事業の生活相談員等のうち社会福祉士の資格を有している者の 比率は施設サービスでは約28%、在宅サービスでは約15%となってお り、また、これ以外の社会福祉施設等では約6%と概して低くなっている ほか、
  - 福祉事務所の職員のうち社会福祉士資格を有している者の比率は、査察 指導員や生活保護担当現業員で約3%となっているなど、極めて低くなっている。
- このように社会福祉士の任用・活用が進んでいない現状を踏まえると、社会福祉士に求められる役割そのものがきちんと整理されておらず、その結果として社会福祉士制度の仕組みがうまく機能していないことが考えられる。 このようなことを前提として、社会福祉士制度の課題を整理すれば、
  - そもそも国民にとって社会福祉士の活動が見えにくく、社会福祉士の社 会的認知度が低くなっているのではないか
  - ・ 実際の社会福祉士の養成の中で、必ずしも社会福祉士として求められる 高い実践力を有する社会福祉士が養成されていないのではないか
  - 社会福祉士には、生涯にわたって自己研鑽し、専門的な能力の向上に努めることが求められているが、資格取得後のOJTの仕組みのほか、能力開発やキャリアアップを支援するための研修体系等の整備が進んでいない

のではないか といった点を挙げることができる。

## 2 社会福祉士を取り巻く状況の変化

- 一方で、社会福祉士制度の施行から現在に至るまでの間に、社会福祉士を 取り巻く状況は大きく変わってきている。
- 〇 2000年(平成12年)からの介護保険制度の施行及び2003年(平成15年)からの障害者支援費制度の施行により、福祉サービスは、行政がサービスの配分を行う措置制度から、利用者の選択と自己決定に基づいて事業者との間で契約を締結した上でサービスを利用する仕組みへと、転換が行われている。
- また、2005年(平成17年)の介護保険法の改正により、地域において包括的に高齢者を支える仕組みの中核的機能を担うものとして新たに地域包括支援センターが設けられたほか、2006年(平成18年)からの障害者自立支援法の施行により、障害者の地域生活支援がより一層強く求められてきている。
- このような社会福祉士を取り巻く状況の変化を踏まえ、今後、社会福祉士 に期待される地域福祉を基調とした新たな役割について、整理を行っていく ことが必要である。
- その際、法律上の社会福祉士の役割、責務等の見直しについても、検討を 行っていくべきである。

例えば、

- ・ 社会福祉士に求められる専門性や担うべき役割として、家族や地域社会 の福祉課題への働きかけなど、地域福祉における役割等を明示すべきでは ないか
- ・ 社会福祉士が相談援助を行うに当たっての、地域の多様な福祉機関やその他の関係機関・諸団体との連携を推進する役割や、社会資源の調整や開発を行っていく役割を明示していくべきではないか

といった指摘がなされているところであり、これを踏まえ、見直しについて 検討を行う必要がある。

## Ⅱ 社会福祉士の養成の在り方

## 1 社会福祉士の養成の現状と課題

- 社会福祉士の資格を取得するためには国家試験に合格する必要があるが、 国家試験の受験資格としては、大きく分けて、以下の4つのルートがある。
  - ・ 福祉系大学等において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目(以下「指定科目」という。)を修めて卒業等して、国家試験を受験するルート (以下「福祉系大学等ルート」という。)
  - ・ 一般大学等を卒業等した後に、厚生労働大臣が指定する社会福祉士一般 養成施設等において1年以上必要な知識及び技能を修得して、国家試験を 受験するルート(以下「一般養成施設ルート」という。)
  - 福祉系大学等において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する基礎科目を修めて卒業等した後に、厚生労働大臣の指定する社会福祉士短期養成施設等において6月以上必要な知識及び技能を修得して、国家試験を受験するルート(以下「短期養成施設ルート」という。)
  - ・ 児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司等として5年以上の 実務経験を経て、国家試験を受験するルート(以下「行政職ルート」とい う。)
- また、国家試験の合格率は全体で約3割と非常に低い水準にあり、これを ルート別に見ると、
  - ・ 福祉系大学等ルートは約24%であり、大学等別では、80%を超える 大学等から0%の大学等まで広範囲に分布していて、50%を超える大学 等は14%に過ぎない一方、
  - ・ 一般養成施設ルートは約40%であり、養成施設別では、80%を超える養成施設から20%の養成施設まで分布していて、50%を超える養成施設は約45%となっているなど、

大学等や養成施設別にみてばらつきが見られる状況になっている。

○ 国家試験の合格率の状況のみが社会福祉士の養成における課題を徴表するものではないが、このような状況を踏まえると、福祉に関する相談援助に係る専門的な知識及び技能を有し、適切な福祉サービスの提供が可能な実践力の高い社会福祉士を養成していくことが重要とされている中で、社会福祉

士の養成における課題としては、

- ・ 教育カリキュラムについて、社会福祉士制度の施行の後、抜本的な見直 しが行われておらず、その後の社会福祉士を取り巻く状況の変化を反映し たものになっていないのではないか
- ・ 実習教育について、本来社会福祉士として求められる技能を修得することが可能となるような実習内容になっていないのではないか
- ・ 福祉系大学等ルートについて、教育内容等は大学等の裁量にゆだねられる仕組みとなっていることから、教育内容等にばらつきが見られるのではないか

といった点を挙げることができる。

## 2 教育カリキュラムの在り方

- (1) 教育カリキュラムの在り方
  - 社会福祉士を取り巻く状況の変化の中で、地域を基盤とした相談援助、サービスの利用支援、新しい行政ニーズの対応等の分野において、新たに社会福祉士が役割を担っていくことが期待されている。
  - このため、社会福祉士の養成に係る教育カリキュラムについても、例えば、 権利擁護のための法知識、ケアマネジメント、就労支援、組織運営・管理や 経営、福祉計画等に関する知識及び技能を修得することが可能となるよう、 見直しについて検討していくべきである。

具体的には、介護福祉士の教育カリキュラムと同様に、社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて検討する専門家・実践者による作業チームを設置し、早急に検討を進めていくべきである。

○ その際には、現在、一般養成施設ルートにおける養成課程の教育時間数は 1,050時間とされているが、1年以上とされている修業年限を前提とし つつ、新たな分野の追加等についても検討を行って、最大1,200時間程 度までの範囲内での時間増も視野に入れつつ、検討を行っていくべきである。 また、福祉系大学等ルートにおいても、一般養成施設ルートにおける教育 カリキュラムの見直しの内容を踏まえ、指定科目名の見直しについても、検 討を行っていくべきである。

このほか、介護福祉士制度と同様に、国家試験の在り方についても、専門

家・実践者による作業チームの検討事項として、検討を行っていくべきである。

○ なお、教育カリキュラムについては、今回の見直しの後においても、社会 福祉士に期待される役割の変化のほか、新教育カリキュラムを履修した者の 資格取得後の就労状況、福祉現場における状況、資格取得後の研修等の受講 状況等を踏まえ、今後、定期的に見直しを行っていくこととするべきである。

### (2) 実習の在り方

○ 一般養成施設ルート及び短期養成施設ルートにおいては、実習に係る時間数、教員要件、実習指導者要件、施設設備要件等について基準が設定されている一方、実習の内容については、その目的や留意点は定められているものの、具体的な内容に関する基準は設定されていない。

その結果、実際に行われている実習においては、介護業務の補助や施設見 学に過ぎないようなものなど、本来社会福祉士として求められる技能を修得 することが可能となるような実習内容になっていない事例も、少なからず見 受けられる。

また、福祉系大学等ルートにおいては、上記のような基準が適用されておらず、実習内容等は大学等の裁量にゆだねられる仕組みとなっている。

このほか、国家試験の合格率が約3割と低い水準に留まっていることからも、実習が実際の社会福祉士資格の取得に必ずしも活かされていないという現状が指摘されている。

- ついては、実践力の高い社会福祉士の養成を確保していく観点から、以下 のような形で実習の質の担保及び標準化を図っていくべきである。
  - ① 社会福祉士としての技能を修得するために必要となる実習の必須事項について検討し、教育カリキュラムの見直しに併せてこれを明示するとともに、典型的な実習モデルを提示できるよう研究を進めていくべきである。
  - ② 実習指導体制については、
    - ・ 実習担当教員について、社会福祉士資格を有する者であることや実習 担当教員として必要な知識及び技能を修得するための研修を受講した者 であることを要件とする方向で検討するべきである。
    - ・ 実習受入れ施設の実習指導者について、実習指導者の指導力の向上及

び実習指導の標準化を図る観点から、研修の充実を図っていくべきである。

- ③ 実習の対象となる施設や事業については、独立型の社会福祉士事務所など、その範囲の拡大について検討するべきである。
- 実習の質の担保及び標準化のためには、まずは、社会福祉士が、①利用者からの相談に応じ、その内容についてアセスメントして、利用者の自己決定に基づくサービス利用を自ら支援する役割、②関係する様々な専門職や事業者その他の社会資源を利用して、利用者の自立した日常生活を支援する役割、③社会資源の調整・開発やネットワーク形成など、地域福祉の推進に働きかける役割など、社会福祉士の担うべき役割について整理を行った上で、実習内容の充実のための上記の見直しを行うべきであり、このような見直しが着実に実施される見通しを立てた上で、実習時間数の在り方についても検討することとするべきである。

その際には、実践の現場と教育の現場とを乖離させない観点から、実習時間数を拡充する方向で検討するべきとの指摘があったことも考慮して、検討を行っていくべきである。

- 上記のほか、実習については、以下のような見直しを検討するべきである。
  - ・ 福祉系大学等ルートにおける実習についても、一般養成施設ルート及び 短期養成施設ルートにおける実習と同様の基準を設け、実習教育の質を制 度的に担保していくべきである。
  - 適切な実習指導を行っている施設に対して社会的な評価が高まるような 配慮や、実習指導に対する取組を評価・支援していくような施策について 研究を進めていくべきである。
  - 通信課程の実習時間数が昼間課程及び夜間課程の実習時間数の半分となっている現状についても、この際改め、原則として同等の時間数とするべきである。
- 3 それぞれの資格取得ルートの在り方
- (1) 福祉系大学等ルート
  - 福祉系大学等ルートについては、指定科目の科目名が規定されているのみ

で、教育内容、時間数等については福祉系大学等の裁量にゆだねられる仕組 みとなっていることから、これらについて基準が設定されている一般養成施 設ルート及び短期養成施設ルートと比較して、教育内容、時間数等にばらつ きが見られる、という指摘がある。

○ 実践力の高い社会福祉士の養成を確保していく観点からも、国家試験では 評価が難しい実習・演習系の指定科目については、福祉系大学等ルートにお いても、教育内容、時間数等について新たに基準を課し、実習・演習教育の 質を制度的に担保していくことを検討するべきである。

#### (2) 行政職ルート

- 行政職ルートは、4つの資格取得ルートの中で唯一、児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司等としての実務経験のみをもって、国家試験の受験資格が付与されるルートであるが、特に社会福祉士として必要な技能について、体系的に修得する機会が確保されていないのではないか、という指摘がある。
- 〇 ついては、現在、5年以上の実務経験をもって国家試験の受験資格が付与される仕組みを改め、4年以上の実務経験を経た後に6月以上の養成課程を経て、実習・演習等の科目を履修した上で、国家試験を受験する仕組みとすることを検討するべきである。
- (3) 社会福祉主事としての任用資格を有する者による社会福祉士資格の取得の取扱い
  - 社会福祉主事としての任用資格を有する者の中には、既に社会福祉に関する基礎知識や実務経験を一定水準以上有していると考えられる者もいることから、社会福祉士資格の取得に当たり一定の配慮を行うことで、社会福祉専門職としてのスキルアップを促すことが求められているのではないか、という指摘がある。
  - 社会福祉主事としての任用資格を有する者のうち、社会福祉主事養成機関 の課程を修了した後、2年以上の実務経験を有する者については、既に社会 福祉に関する基礎的知識及び技能をもって、福祉に関する相談援助を行って

いるものであると評価することができることから、6月以上の養成課程において必要な知識及び技能を修得すれば、国家試験の受験資格が付与される仕組みとすることを検討するべきである。

○ なお、社会福祉主事については、大学等において社会福祉に関する科目を 3科目以上修めて卒業した者が資格を取得することができる仕組み等に関 連して、その在り方について問題提起がなされている。これについては、福 祉事務所の在り方の問題と関連させて、今後、検討を行っていくべきである。

## 4 実施時期

- 福祉系大学等ルートにおける実習・演習の質の担保に係る措置や教育カリキュラムの見直し等については、福祉系大学等や養成施設における対応に要する時間も考慮しつつも、実践力の高い社会福祉士の養成・確保の観点から、できる限り早期に実施することが望ましい。
- 行政職ルートにおいて新たに養成課程を経なければならないこととする 措置については、行政職ルートにある者の期待権や教育機会の準備等にも配 慮しつつ、実施していくべきである。

また、社会福祉主事としての任用資格を有する者による社会福祉士資格の取得の取扱いの見直しについては、教育機会の準備の観点を考慮しつつも、できる限り早期に途を開く観点から実施していくことが望ましい。

## Ⅲ 社会福祉士の任用・活用の在り方

- 社会福祉士を取り巻く状況の変化の中で、今後、社会福祉士がサービスを 担っていくことが期待されている分野としては、
  - ・ 地域包括支援センター、生活保護における自立支援プログラム、障害者 に対する相談支援事業等の地域を基盤とした相談援助
  - ・ 地域福祉権利擁護事業、成年後見制度等におけるサービスの利用支援
  - ・ 地域福祉計画の策定等の新しい行政ニーズへの対応 等の分野が挙げられる。
- 社会福祉士の専門的な知識及び技能が福祉現場において必ずしも十分に 発揮されていない状況を改善していくためには、社会福祉士の任用・活用を

促進するための方策について、行政、社会福祉事業等の経営者、養成施設等 及び職能団体のそれぞれが、積極的な役割を担っていくことが求められてい る。

○ 行政においては、社会福祉士制度について国民の理解を深めるような取組を行っていくほか、福祉行政や福祉現場における任用の拡大のため、任用要件の見直し等について検討していくべきである。

具体的には、

- ・ 福祉行政における任用を推進するため、児童福祉司の場合と同様に、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司等の任用資格として、社会福祉士を位置付ける方向で検討するべきである。
- ・ また、福祉の現場における任用を推進するため、福祉サービスを担う施設長、生活指導員等の任用要件についても、福祉事務所職員の任用資格である社会福祉主事の要件とは別個のものとして、福祉サービスの質の向上やサービスマネジメントの観点から見直しを行うことが考えられる。その際には、社会福祉士や介護福祉士として福祉の現場に従事している者のキャリアパスも念頭に置くことが重要である。
- 社会福祉事業等の経営者においては、実践力の高い社会福祉士の養成に係る実習施設としての取組に加え、社会福祉士の生涯を通じた能力開発とキャリアアップのための研修機会の確保など、積極的な支援を行っていくべきである。
- 養成施設等においては、先に述べたような実践力の高い社会福祉士の養成 に取り組んでいくべきである。
- 職能団体においては、
  - 社会福祉士が行っている福祉に関する相談援助の活動を広く国民に積極的に広報し、社会福祉士の活動に係る社会的認知を高める
  - 実際の福祉現場における社会福祉士による様々な実践の事例を集積し、 分析・評価を行うとともに、これを福祉現場にフィードバックしていくことで、社会福祉士の活動のレベルアップを図る
  - ・ 実際の福祉現場において活動している社会福祉士に対して、それらの活動を行っていく上で必要となる専門的な支援、助言、指導等(コンサルテーション)を行う

・ 社会福祉士の生涯を通じた能力開発とキャリアアップを支援していくため、資格取得後の体系的な研修制度の一層の充実を図るとともに、より専門的な知識及び技能を有する社会福祉士を専門社会福祉士(仮称)として認定する仕組みの検討を行う

といった取組を進めていくべきである。

## 第3 終わりに

- 介護福祉士制度及び社会福祉士制度については、1988年(昭和63年) の制度施行の後18年間、抜本的な見直しは行われてこなかったが、その間 に、介護や社会福祉を取り巻く環境は大きく変化してきている。
- 時代の要請に早急に対応するためにも、厚生労働省においては、本意見書 を踏まえ、介護福祉士及び社会福祉士の養成の在り方を中心として、介護福 祉士制度及び社会福祉士制度の見直しに早急に取り組んでいくべきである。
- 介護福祉士及び社会福祉士の資格取得体系については、まずは今回の改革 を着実に実施していくことが重要であるが、さらに、教育カリキュラムの見 直しに係る検討状況のほか、新しい資格取得体系の実施後の状況を踏まえ、 必要に応じて更なる見直しについて検討を行っていくことが考えられる。
- その際には、福祉サービスが、措置制度による「提供者本位」の仕組みから、契約に基づく「消費者本位」の仕組みへと転換が図られていることを踏まえつつ、消費者の視点から検証を行っていくことが求められる。

具体的には、利用者やその家族の視点からみて高い満足やQOL、安全が実現されているかについての評価を踏まえつつ、それが資格取得体系にきちんと反映されているかどうかという観点から検証を行っていくことも必要である。

## 社会保障審議会福祉部会開催経過

### 【平成18年 9月20日】

介護福祉士制度及び社会福祉士制度の現状や「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」報告書について報告を受けた後、自由討議。

#### 【平成18年10月25日】

○ 自由討議の結果を踏まえ、介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に 係る論点に沿って審議。

### 【平成18年11月20日】

〇 これまでの審議の結果を踏まえ、介護福祉士制度及び社会福祉士制度に係る見直しの方向性に沿って審議。

#### 【平成18年12月 4日】

〇 「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見(案)」に沿って審議。